

## 計画の概要

### 1 計画の位置付け

本計画は土佐町全体の指針となる「土佐町振興計画」を上位計画とし、住民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、地域福祉の推進に直接関係する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画・食育推進計画」などと取り組みの方向性を共有し、これら福祉分野の計画の上位計画に位置付けるものです。

### 2 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。  
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。

## 第2期計画の取り組み成果と今後の課題

### 1 第2期計画の取り組み成果

土佐町では、平成23年度に第1期、平成28年度に第2期土佐町地域福祉計画を策定し、それに基づいて様々な取り組みを行ってきました。特に、あったかふれあいセンター事業においては、旧小学校区単位にサテライトを設置し、子どもから高齢者まで年齢や障がいの有無にかかわらず誰もが集う場ができたことで、住民の身近な場所で必要なサービスが受けられる仕組みや、町と社会福祉協議会と連携した心配事・困り事への対応する体制が強化されました。また、各地域の状況に応じた地域住民主体の活動が活性化されました。

### 2 今後の課題

一方、近年、土佐町では、人口減少や少子高齢化の進行に加え、高齢者の単独世帯や認知症の人など、支援を必要とする人が増加するとともに、核家族等の世帯の多様化も相まって、家庭内の支援力や地域の支えあいの力が弱まってきています。さらに、こうした背景を受け、土佐町では、長年、ボランティア活動や地区の住民活動などが活発でしたが、担い手の確保や次の世代への継承が課題となっています。

こうしたことから、今後、地域で支援を必要とする人を包括的に支援する体制の整備や各地域の福祉活動や担い手の確保等の一層の推進等に組み込んでいく必要があります。

## 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

本計画では、住民が相互に助けあい、ともに生きる地域社会を構築していくため、住民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支えあいながら地域づくりを推進するための行動指針として、基本理念を以下のように設定します。

ともに ささえあう 町づくり 土佐町

### 2 基本目標

地域福祉の推進を図るためには、住民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、住民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身に付け、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支えあう地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境の整備などの取り組みの強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実等による環境づくりが必要となっています。

こうした取り組みを進めていくため、基本目標4つを設定します。

**基本目標 1** : 自助・共助に基づく地域福祉の心を育てよう

**基本目標 2** : 地域福祉を一緒に考え、ささえあえる仲間・つながり（絆）を創ろう

**基本目標 3** : 仲間・つながりを活かしてもっと住みよい町にしよう

**基本目標 4** : 生涯にわたって健康で安心して暮らせる町づくりを進めよう

## 地域福祉計画における取り組み

### 基本目標1：自助・共助に基づく地域福祉の心を育てよう

地域福祉は生活の様々な場面に関わっており、多様な人材がそれぞれの場面において活躍することが望めます。また個人の活動をサポートする人材や専門的な技能や知識を有する人材も必要であり、担い手の育成が不可欠です。

地域の課題に気づき、自分でできることに取り組んでいきたいと思う人々に対して、必要とされる知識などを学ぶ機会を提供するとともに、地域福祉の推進のために必要となる専門的な人材の育成、地域での諸活動をリードするリーダーの育成、地域で活動する諸団体に対する支援や、地域での活動を担う人材や、団体の育成に取り組んでいきます。

また次代を担う子どもたちの地域への愛着を醸成していくことができるように、取り組んでいきます。

- 基本施策 1** : 福祉教育の推進
  - ① ボランティア活動支援事業
  - ② 福祉教育・人権教育の推進
- 基本施策 2** : 福祉人材の育成
  - ① 地域に開かれた催しの開催促進
  - ② ボランティアセンター事業
  - ③ ボランティア活動支援事業 [再掲]
- 基本施策 3** : 地域で活動する団体等の育成支援
  - ① 団体等の育成支援
- 基本施策 4** : 子どもたちの地域への関心の醸成
  - ① みつば保育園ミニデイ
  - ② 小中学校における地域学習
  - ③ 土佐町学校応援団
  - ④ 嶺北高等学校魅力化 [新規事業]



### 基本目標2：地域福祉を一緒に考え、ささえあえる仲間・つながり（絆）を創ろう

地域福祉の推進を図るためには、まずは住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域の現状を理解し、地域が抱える生活課題に気づくことが重要となります。

そこで、住民や地域で活動する諸団体に対して情報提供や意識啓発を行うとともに、様々な福祉課題に対する相談等を通じて現状の把握に努め、互いのことを知るための交流機会の提供などを行うことで、地域や地域の課題の共有を図り、一人ひとりが地域に関心を持ち、できることから地域の中で活躍することができるように取り組んでいきます。

- 基本施策 5** : 交流事業の推進
  - ① みつば保育園ミニデイ [再掲]
  - ② 小中学校における地域学習 [再掲]
  - ③ 土佐町学校応援団 [再掲]
  - ④ 嶺北高等学校魅力化 [再掲・新規事業]
- 基本施策 6** : 交流拠点の確保
  - ① あったかふれあいセンター事業
  - ② コミュニティセンター
  - ③ 石原集落活動センター
  - ④ 松ヶ丘集落活動センター（仮称）設置 [新規事業]



### 基本目標3：仲間・つながりを活かしてもっと住みよい町にしよう

個人の活動や団体の活動、地域のサポート、行政の支援はそれぞれが連携して展開されることで効果的な地域福祉が推進されます。地域福祉の担い手の育成とともに、個別の取り組みや住民、地域の諸団体、行政の取り組みが連携・協働して、地域においてより効果的な成果に結び付けていくことができる多様なネットワークの構築が重要となります。そこで、相互交流の機会や場の提供に努めるとともに、ネットワークを機能させるために必要な組織や拠点の整備・充実が求められます。

地域福祉計画を推進するためには、行政だけでなく、地域住民や地域で活動する諸団体などが幅広く結び付き、ともに同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要であることから、地域の連携に関する取り組みを進めていきます。

- 基本施策 7** : 地域情報の発信
  - ① 地域間交流の催しの情報の発信
- 基本施策 8** : 情報共有の基盤の整備
  - ① 情報基盤施設整備
- 基本施策 9** : 地域の支えあいのネットワークの充実
  - ① あったかふれあいセンター事業 [再掲]
  - ② コミュニティセンター [再掲]
  - ③ 石原集落活動センター [再掲]
  - ④ 松ヶ丘集落活動センター（仮称）設置 [再掲・新規事業]

